

基 本 計 画

(案)

※下線(赤色)は、前回からの修正箇所です。

目 次

総 論	2
第1章 計画の期間.....	3
第2章 第1期基本計画の目標.....	4
1 5年後の目標.....	4
2 5年間の取組方針.....	4
第3章 社会環境の変化.....	5
1 人口減少問題と少子高齢化の進展.....	5
2 安全・安心への意識の高まり.....	5
3 地球環境問題の深刻化.....	5
4 社会経済構造の変化.....	6
5 ライフスタイルや価値観の多様化.....	6
6 高度情報化社会の進展.....	7
7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化.....	7
第4章 今後5年間の主要課題.....	8
1 若年層の人口減少対応.....	8
2 老年人口の増加への対応.....	8
3 大規模災害への備え、防犯・安全対策.....	8
4 これからのライフスタイルに対応できる次世代型の住宅都市への転換.....	9
5 人口減少に伴う都市機能の見直し.....	9
6 学研高山地区第2工区の土地利用に向けた検討.....	10
7 財政の深刻化.....	10
第5章 計画のフレーム.....	15
1 人口フレーム.....	15
2 都市構造の基本的な考え方.....	17
第6章 施策の大綱.....	19
1 基本的施策.....	19
2 経営的施策.....	24
3 戦略的施策.....	24
第7章 計画の進行管理と見直し.....	26
1 計画の推進に当たって.....	26
2 計画の進行管理.....	26
3 計画の見直し.....	26
各 論	28
総合計画の体系.....	29

総論

第1章 計画の期間

基本計画は、その役割を基本構想において「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年間とします。

ただし、第1期の計画期間の終期については、第2期の計画期間の始期を新元号5(2023)年4月に実施予定の市長選挙後の翌年度から、4年間とするため、新元号5(2023)年度までの5年間とします。

【第1期の計画期間】

平成31年度・新元号元(2019)年度 ～ 新元号5(2023)年度

基本計画の計画期間

年度	西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
	平 成 新元号	31 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本計画 [第1期 :5年] [第2期~:4年]		第1期				第2期				第3期				第4期				第5期					

第2章 第1期基本計画の目標

1 5年後の目標

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 5年間の取組方針

(1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第3章 社会環境の変化

第6次総合計画基本計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

1 人口減少問題と少子高齢化の進展

わが国は平成20(2008)年を境に人口減少局面に入りました。合計特殊出生率¹は、昭和50(1975)年以降急速に低下し、晩婚化と非婚化、最近では完結出生児数²の減少も加わって、人口規模が長期的に維持される水準(「人口置換水準2.07」)を下回る状態が約40年間続き、ほぼ一貫して減少を続けています。奈良県では平成28(2016)年には1.36となっており、これは、全国47都道府県の中でも6番目に低い水準にあります。

また、わが国の高齢化率は平成27(2015)年には26.6%ですが、新元号2.2(2040)年には35.3%に達すると推計されており、奈良県においては新元号2.2(2040)年には38.1%と全国平均を大きく上回ると見込まれています。

さらに、わが国の人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに人口減少に転じ、平成27(2015)年には1億2,710万人まで減少し、新元号2.2(2040)年には1億1,092万人にまで減少することが見込まれています。奈良県においては、新元号2.2(2040)年には平成22(2010)年比で78.3%まで減少すると見込まれています。

2 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、21世紀前半には紀伊半島に大きな被害をもたらす東南海・南海地震が発生する可能性が高いとされており、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数については、平成15(2003)年から減少に転じ、平成28(2016)年には戦後始めて100万件を下回りました。一方で、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪³やインターネット上でのトラブル等は増加傾向にあり、特に、子どもや高齢者をターゲットにした犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

3 地球環境問題の深刻化

経済発展や技術開発により、我々の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。そのよ

¹ 合計特殊出生率:15~49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が15~49歳までの間に産む子どもの数。

² 完結出生児数:結婚持続期間(結婚からの経過期間)15~19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数。

³ サイバー犯罪:インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報

うな中、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）⁴を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、わが国においてもSDGs達成に向けて、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、様々な主体の取組が始まっています。また、平成28（2016）年にはパリ協定が発効し、地球温暖化対策に向け、温室効果ガスの削減等に取り組んでいます。

人口減少・少子高齢化によって直面する環境・経済・社会の課題に対して、環境政策で環境問題を解決すると同時に、経済・社会の課題をも解決していくための方向性が必要となります。

4 社会経済構造の変化

技術革新の進行とともに、現在世界は「第4次産業革命」と呼ばれる大きな変革の中にあります。IoT⁵、ビッグデータ⁶、ロボット、AI⁷等による技術革新はこれまでにないスピードで進んでおり、これらに対応して経済社会システムを変革することが、新たな経済成長に不可欠とされています。

一方、関西圏の経済は、高齢者の人口増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、ICT⁸の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

また、グローバル化の進展などを背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになっていきます。

雇用情勢においては、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。少子・高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

5 ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯の増加など家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識も、

技術を利用した犯罪。

⁴ 持続可能な開発目標（SDGs）：貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。

⁵ IoT：Internet of Thingsの略。自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネットのこと。

⁶ ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ。

⁷ AI：人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

⁸ ICT：情報通信技術。Information and Communication Technologyの略称。

ワーク・ライフ・バランスなど、物質的な豊かさから心の豊かさを重視し、量から質を求める方向へ変化しています。誰もが自分らしく生活し、定年後のシニア世代などが知識と経験を活かして自己実現できる環境づくりが求められます。

ライフスタイルの変化とともに、それを支える消費と生産のスタイルにも変化が現れています。住居や宿泊、自動車、服、スキルなど様々な生活の場面で、知らない誰かとつながり、モノを「共有（シェア）」する生活様式が広がりつつあります。シェアは価値観の多様化に留まらず、シェアリングエコノミー⁹として、消費や所有といった地域経済のあり方や活性化にまで影響を及ぼす可能性があります。

6 高度情報化社会の進展

ICTの飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンの普及などにより、SNS¹⁰の利用者が増加するなど、市民の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。

また、医療や介護の分野におけるICTの活用のほか、自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるIoTによる新たな付加価値の創出などにより、社会や生活に変化がもたらされることが予想されています。

こうした高度情報化社会の進展の中で、国においても、ICTを活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化が進められており、マイナンバー制度の導入等による、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められつつあります。

7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化

わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の少子高齢化の進展などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

また、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などの公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少・少子高齢化を迎える中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

⁹ シェアリングエコノミー：個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス。

¹⁰ SNS：Social Network Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

第4章 今後5年間の主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて今後5年間の主要な課題となっている事項については、次のとおりです。

1 若年層の人口減少対応

出生数や年少人口の減少傾向が続いており、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくためにも、若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、家庭における子育てへの支援、多様化する就学前教育・保育ニーズへの対応、特色ある学校教育の充実などによって、子どもを産み、育てやすい環境を充実し、出生率の向上を図るとともに、その都市イメージを発信・確立することによって、子育て世代の転入・定住を促すことが必要です。

2 老年人口の増加への対応

老年人口の増加とともに、要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増大や、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、自らの健康は自ら維持する「自助」、互いに支えあう仕組みを大切にする「互助」、介護保険・医療保険制度等による「共助」、自助や共助が対応できない課題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりが重要です。

そのためには、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する新元号7(2025)年までの間に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。

3 大規模災害への備え、防犯・安全対策

本市の自然特性から、夏季には集中豪雨に伴い、低地では洪水害が、山麓では土砂災害等が発生する可能性があることや、生駒山地には活断層の存在が確認されていること、一方で、急速に高齢化が進行することにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、異常気象による台風・集中豪雨や震災等の大規模災害対策の充実や、消防・救急体制の更なる強化などによって危機管理能力を高め、安全・安心を確保していくことが必要です。

また、市内の刑法犯認知件数は近年横ばいで推移し、県内12市でも人口当たりの件数は最も低いものの、高齢者をターゲットとした特殊詐欺件数等は増加傾向にあり、市民意識では生活安全の確保に関する施策の重要性が高まっていることから、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれにくくするための環境を整備することが必要です。

4 これからのライフスタイルに対応できる次世代型の住宅都市への転換

(1) 経済循環構造の構築

生産面では付加価値額と労働生産性の面で、第3次産業が比較的強い産業構造となっています。分配面では市外就業率が周辺市と比較して随分高く、雇用者所得の域外からの流入は非常に多く、支出面では特に民間消費の域外への流出が多いことから、地域経済循環率は低い状況です。また、労働力人口は横ばい傾向ですが、高齢化の進展に伴って非労働力人口は増加し、昼夜間比率は上昇傾向にあります。

こうしたことから、IoTやAI等による技術革新の進歩に対応し、ワーク・ライフ・バランスを重視した働き方改革等のライフスタイルの変化を踏まえ、一億総活躍社会の実現が進められる中、様々な分野の事業活動や市民活動が連携し、地域資源を最大限に活用しつつ、域内の消費の受け皿を増やし、地域経済循環を活性化することが必要です。

(2) 循環型社会の構築

市域全体での二酸化炭素排出量の削減は順調に推移し、エネルギー消費の主となる電力消費量の減少も進んでいるものの、再生可能エネルギーの普及率とそれによるエネルギーの自給率の向上が課題となっています。また、家庭系ごみの排出量は減少傾向にあるものの、事業系ごみは増加傾向にあります。

こうしたことから、環境負荷を軽減した資源循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーの観点から市民のライフスタイルや事業者・行政の活動の見直しを引き続き促進するとともに、エネルギーの地産地消、地域活性化を進めつつ、環境・経済・社会の3側面の課題を解消していくことが必要です。

5 人口減少に伴う都市機能の見直し

(1) 公共施設等の適正配置（ファシリティマネジメント）

高度経済成長期に大量かつ集中的に整備してきた公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設が今後一斉に更新時期を迎え、これに伴う老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクが高まることが予想されます。更新時期を迎えた公共施設等を維持していくためには、今後40年間で約2,300億円もの更新費用が必要になると推計しており、本市の財政運営に大きな影響を与えることが見込まれます。

こうした状況に対応するため、人口減少による人口密度や利用ニーズの低下などの変化を的確に把握し、公共施設等の適正配置（ファシリティマネジメント）に向けた取組を推進していくことが必要です。

(2) 都市活力の基盤となる土地利用

人口減少による都市の活力低下が懸念されることから、都市活力の基盤となる学研北生駒駅周辺地区、学研生駒テクノエリア等における土地利用を促進するとともに、空き家等の適正対応や有効活用をはじめ、市全域一律での対策が困難な施策については、地域の特性に応じて柔軟に施策を展開することが必要です。

(3) 交通ネットワークと生活基盤の整備

公共交通沿線地域では人口密度が高く、通勤、通学利用を中心に公共交通の機関分担率は高い状況にある一方で、買い物目的での自動車利用率が高い状況にあります。

将来、人口減少による人口密度の低下や急速な高齢化の進展に伴って、交通需要の変化が見込まれることから、地域ごとの状況を踏まえ、公共交通網の形成や市街地の生活道路の整備などにより、総合的な交通ネットワークを整備しつつ、公共交通のサービス水準を維持し、利便性を確保することが必要です。また、ユニバーサルデザイン¹¹によるまちづくりで歩きやすい環境を形成するなど、年齢や障がいの有無等に関わらず全ての人が暮らしやすい環境を整備して、安全性を確保するとともに、都市構造と健康増進の連携を図ることが必要です。

また、衛生的で快適な住環境の形成と河川の水質保全のために、公共下水道の整備は最も効果的な手法ですが、下水道普及率は県下でも低い状況であり、整備が完了するまでには相当の期間と財政負担を伴うことから、地域の特性に応じた汚水処理施設の整備を促進することが必要です。

6 学研高山地区第2工区の土地利用に向けた検討

主要関係機関との協力体制を構築し、土地利用計画の策定に当たっては地権者・市民を交えた検討を踏まえるとともに、土地利用計画は、時代ニーズに合わせて、順次、時代とともに創り上げ、創り変えていくようなものとし、同時に、都市計画の見直し調整を行うなど、土地利用の具体化に向けた検討が必要です。

7 財政の深刻化

生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、財政が硬直化することが予測されます。

こうしたことから、施策の推進に当たっては、中期財政計画の財政収支見通しや財政判

¹¹ ユニバーサルデザイン:年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

断指標に留意し、財政規律を確保しつつ、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

以下、普通会計（一般会計及び国の法令に基づかず市の条例に基づき設置している特別会計）を単位とする中期財政計画をもとにした今後5年間の財政状況の見通しです。

(1) 一般財源の収支

平成29(2017)年度中期財政計画（平成30(2018)年度～新元号4(2022)年度）の試算では、市税や地方譲与税等の一般財源は増加傾向にあるものの、経常的な歳出は歳入のそれを上回って増加する傾向にあり、投資的経費等に充当できる一般財源は、徐々に減額していきと見込んでいます。

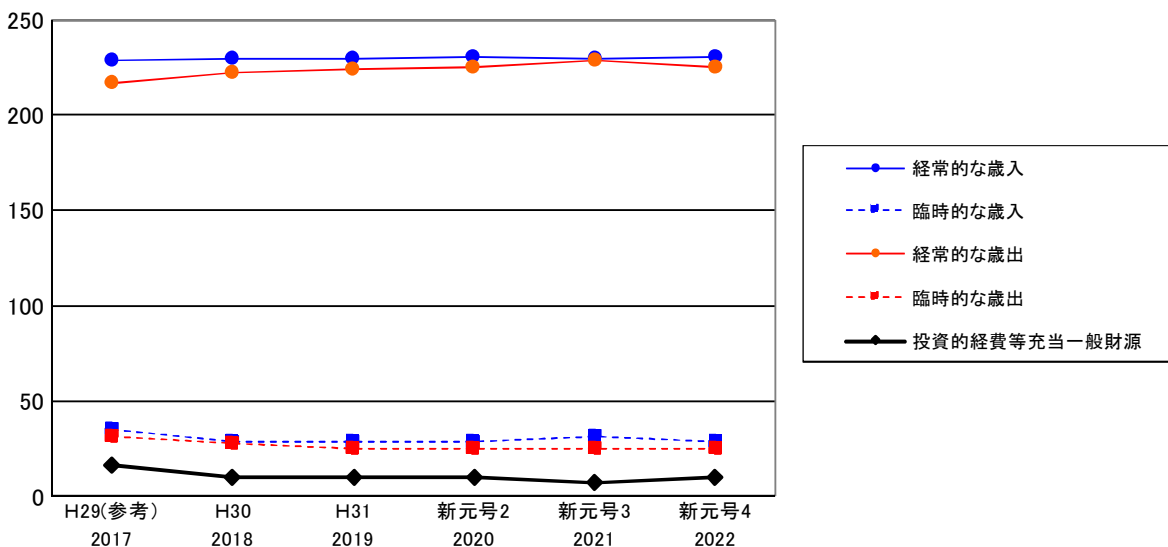
一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見込み

(単位:百万円)

	H29(参考) 2017年	H30 2018年	H31 2019年	新元号2 2020年	新元号3 2021年	新元号4 2022年
歳入	26,440	25,927	25,873	26,011	26,124	26,018
経常的な歳入	22,906	23,041	22,972	23,094	23,023	23,101
臨時的な歳入	3,534	2,886	2,901	2,917	3,101	2,917
歳出	24,860	24,949	24,886	25,038	25,423	25,055
経常的な歳出	21,719	22,165	22,384	22,523	22,899	22,535
臨時的な歳出	3,141	2,784	2,502	2,515	2,524	2,520
投資的経費等に充当 できる一般財源 (歳入－歳出)	1,580	978	987	973	701	963

* H29(2017年)は10月時点の計画額です。

(百万円)



(2) 経常的な歳入

経常的な歳入のうち市税については、直近3年間の増減の傾向を踏まえた試算では、個人市民税や固定資産税は微増で、中期的には市税全体としては横ばい傾向となっています。また、新元号元(2019)年10月の消費税率の改定により地方消費税交付金は一時的に増加するものの、それに伴って普通交付税及び臨時財政対策債は減少するため歳入の増収には繋がらず、また、普通交付税、臨時財政対策債にあつては国全体の総額では減少傾向にあることから、経常的な歳入全体では横ばい傾向になると見込んでいます。

経常的な歳入

(単位:百万円、%)

	H29 (参考) 2017年	H30 2018年	H31 2019年	新元号2 2020年	新元号3 2021年	新元号4 2022年
市税	15,711	15,698	15,833	15,970	15,962	16,101
個人市民税	8,363	8,430	8,497	8,565	8,634	8,703
法人市民税	649	649	649	649	649	649
固定資産税	6,122	6,049	6,122	6,195	6,121	6,194
軽自動車税	142	142	146	150	155	160
市たばこ税	435	428	419	411	403	395
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
地方譲与税等	2,237	2,237	2,183	2,516	2,516	2,516
地方特例交付金	88	104	104	104	104	104
普通交付税	2,859	2,788	2,718	2,510	2,447	2,386
使用料・手数料	193	193	193	193	193	193
その他の収入	241	241	241	241	241	241
臨時財政対策債等	1,577	1,780	1,700	1,560	1,560	1,560
計	22,906	23,041	22,972	23,094	23,023	23,101
対前年度伸び率	-	100.6	99.7	100.5	99.7	100.3

* 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金を含んでいます。

* H29(2017年)は10月時点の計画額です。

(3) 経常的な歳出

経常的な歳出のうち義務的経費については、1.8%から4.4%の社会保障費の後年度伸び等を勘案すると、扶助費の増加が見込まれ、人件費や公債費の見込みを合わせると義務的経費全体では概ね横ばいと見込んでいます。

また、その他の経費では、消費税率の改定や物価上昇率、生駒北学校給食センターへの支出を勘案すると物件費の増加が見込まれ、社会保障費の後年度伸び等を勘案すると、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加が見込まれることから、経常的な歳出全体では増加傾向となります。

経常的な歳出

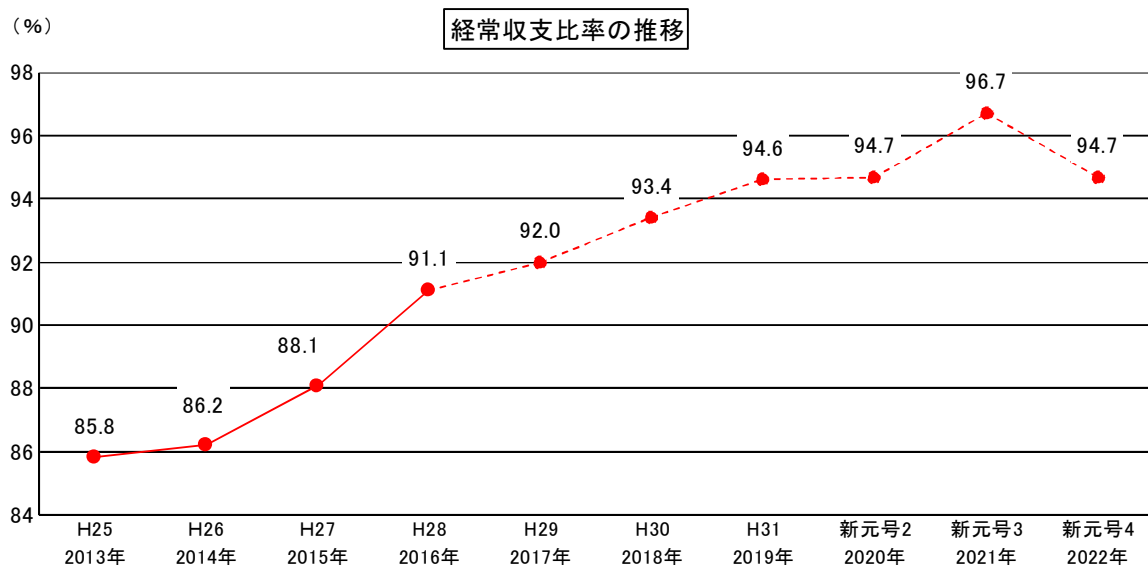
(単位:百万円、%)

	H29 (参考) 2017年	H30 2018年	H31 2019年	新元号2 2020年	新元号3 2021年	新元号4 2022年
義務的経費	12,320	12,666	12,562	12,317	12,665	12,258
人件費	6,603	6,756	6,424	6,152	6,501	5,922
(退職金)	(667)	(672)	(598)	(414)	(805)	(368)
扶助費	2,859	2,910	2,986	3,117	3,173	3,230
公債費	2,858	3,000	3,152	3,048	2,991	3,106
その他の経費	9,399	9,499	9,822	10,206	10,234	10,277
物件費	4,963	4,977	5,227	5,455	5,401	5,355
維持補修費	172	172	172	172	172	172
補助費等	1,278	1,310	1,304	1,323	1,346	1,375
繰出金	2,986	3,040	3,119	3,256	3,315	3,375
計	21,719	22,165	22,384	22,523	22,899	22,535
対前年度伸び率	-	102.1	101.0	100.6	101.7	98.4

* H29(2017年)は10月時点の計画額です。

(4) 経常収支比率

次に財政指標をみると、財政の弾力性を判断する経常収支比率では、平成26(2014)年度以降比率が上昇しており、特に平成28(2016)年度以降は一般会計から病院事業会計への負担金の影響から比率が悪化しています。平成30(2018)年度以降も、介護や医療などの社会保障費の増加とともに、職員の定年退職が増加することが見込まれることから、比率は上昇していく傾向にあります。

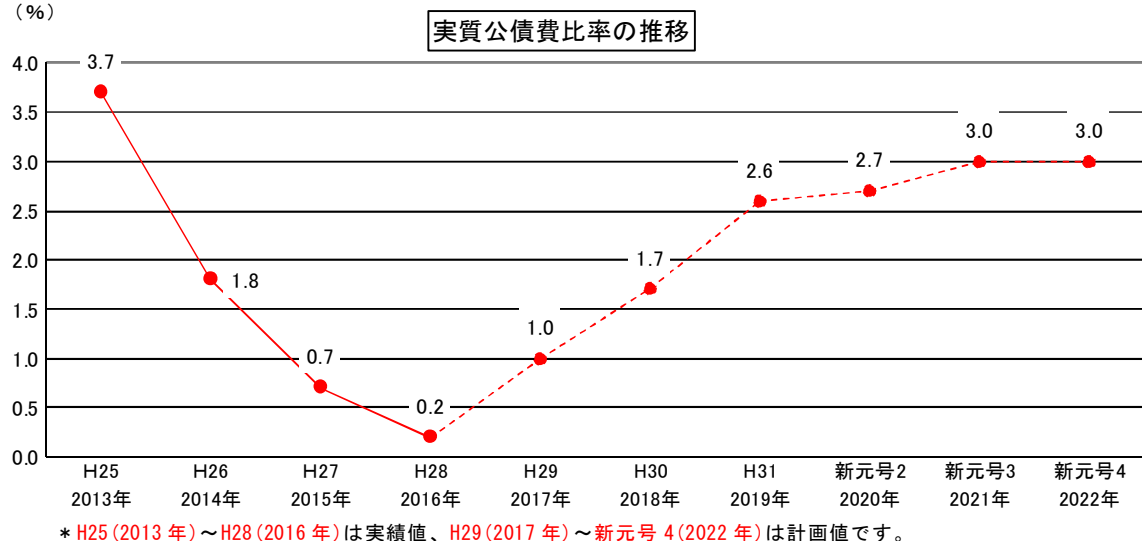


* H25(2013年)～H28(2016年)は実績値、H29(2017年)～新元号4(2022年)は計画値です。

(5) 実質公債費比率

標準財政規模（地方自治体の一般財源の標準的大きさを表す指標）に対して特別会計、企業会計を含めた市全体の借金の返済額がどの程度の割合かを測る実質公債費比率については、平成28（2016）年度までは改善傾向にありましたが、平成29（2017）年度以降は、病院事業債の償還が本格化すること、平成30（2018）年度以降は、生駒北小中学校整備事業債に係る償還が始まること、平成31（2019）年度に、過去に借りた公共下水道事業債に係る満期一括償還を迎えることから、比率の上昇（悪化）が見込まれます。

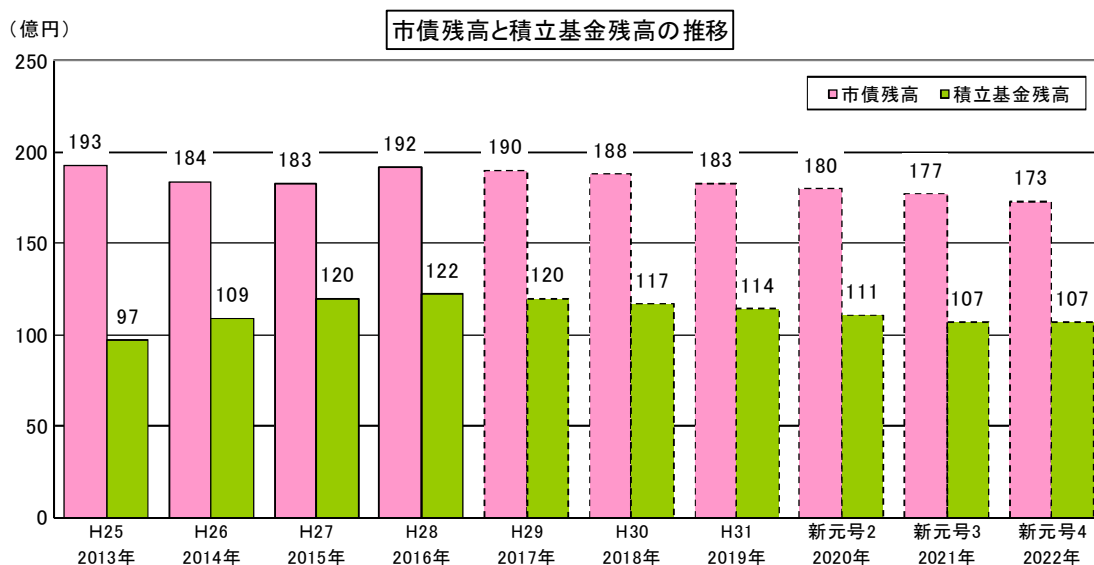
(%)



(6) 市債残高の推移

市債残高については、平成28（2016）年度において、生駒北小中学校整備事業債を借り入れたことから、一時的に増加しているものの、今後は、投資的経費の抑制に伴う起債発行額の縮減や支払利子総額の縮減のための繰上償還を積極的に行うことにより、その後減少すると見込んでいます。

(億円)



第5章 計画のフレーム

1 人口フレーム

(1) 人口の動向

本市は、平成29(2017)年10月1日現在で、総人口（住民基本台帳に基づく人口）は120,636人、世帯数は49,863世帯となっており、平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口減少に転じました。

本市はこれまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきました。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数が逆転し、自然増減はマイナスに転じています。一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出が逆転し、転出超過に転じています。

(2) 人口フレーム設定の基本方針

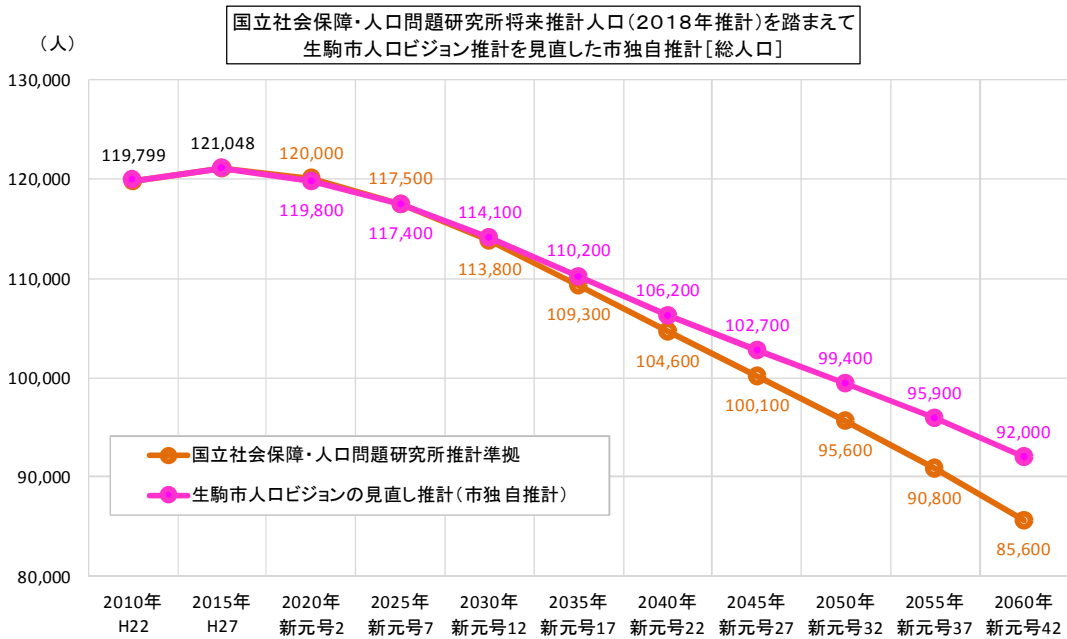
本市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策効果を考慮して策定した生駒市人口ビジョン（住民基本台帳人口をベースとした将来推計人口（市独自））を基本とし、平成30(2018)年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）』を踏まえて推計し直した値を、人口フレームとして設定します。なお、計画期間内に生駒市人口ビジョンを変更した場合は、変更後の推計値を人口フレームとすることとします。

(3) 総人口と世帯数の推移

国立社会保障・人口問題研究所による出生率と移動率を用いた推計（住民基本台帳人口ベース）では、長期的に将来人口は減少し、新元号42(2060)年には8万6千人となる見通しとなっています。人口ビジョン推計を見直した独自推計では、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組によって出生率が徐々に上昇し、子育て層の社会動態（転入・転出の差）がプラスを維持すると想定し、新元号2(2020)年頃から本格的に人口減少に転じ、その後一貫して減少を続けるものの、新元号42(2060)年において概ね9万2千人になると見通しています。

総合計画（第1期基本計画）の目標年次である新元号5(2023)年における総人口については、概ね1.1万8千人^(注)とします。

世帯数については、人口減少が進展するものの、核家族化や世帯分離、高齢化等の影響により1世帯当たりの人数は減少し、今後も増加傾向が続くと見込まれるため、概ね5万1千世帯^(注)とします。

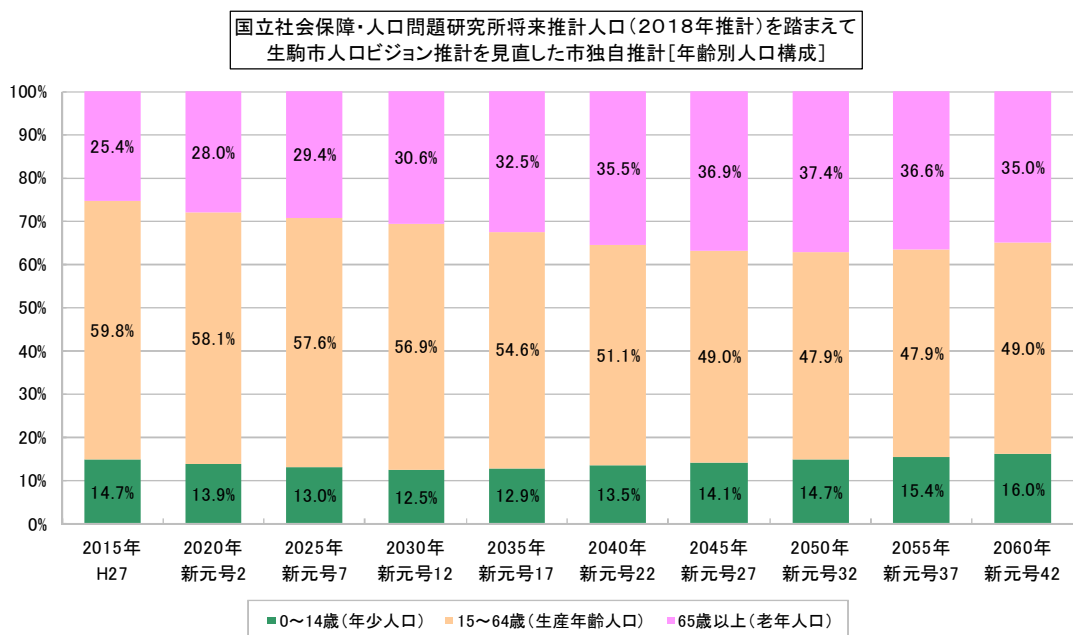


(4) 年齢別人口構成の推移

本市においては今後も急速に高齢化が進展する状況にあり、平成29(2017)年において26.8%の老年人口比率(65歳以上)は、新元号5(2023)年には28.8%に、新元号32(2050)年には37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

また、生産年齢人口比率(15~64歳)は、平成29(2017)年の58.8%から新元号5(2023)年には57.8%に、新元号32(2050)年には47.9%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。

年少人口比率(14歳以下)は、平成29(2017)年の14.4%から新元号5年(2023)年には13.4%に、新元号12(2030)年には12.5%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。



(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

2 都市構造の基本的な考え方

(1) 都市の拠点

人口減少・少子高齢化の更なる進展が見込まれる中、人口密度を維持しながら、これまでのベッドタウン型の都市構造から市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークを形成するため、1つの都市拠点と2つの地域拠点を設定します。

都市拠点は、人口や都市機能が集積し、公共交通の利便性にも優れ、市民・事業者・行政の様々な活動の拠点となり、また、都市全体に魅力と活力をもたらす中核となる場所です。本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域と隣接する東生駒駅周辺地域を都市拠点と位置付け、広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる拠点形成を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、都市拠点到準ずる都市機能を備えた拠点として、地域拠点を設定します。北部地域の地域拠点を近鉄学研北生駒駅周辺地域に、南部地域の地域拠点を近鉄南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置付け、地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された拠点形成を図ります。

(2) ネットワークの形成

公共交通を利用しやすい環境づくりを進め、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワーク形成の充実を図ります。

また、地形的に、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸の維持・保全を図ります。

(3) 土地利用の方針

「人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」の維持・増進を図るため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、自然環境との調和や良好な景観の創出、まちの賑わいを高める都市機能の集約を図りつつ、地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりを土地利用の基本方針とします。

市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和や人口減少に伴って今後増加が見込まれる空き家に対する適正対応、有効活用を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を図っていきます。

商業・業務地や駅周辺等の区域については、都市の活性化という観点から多様で魅力ある都市機能の集積・誘導を図ります。

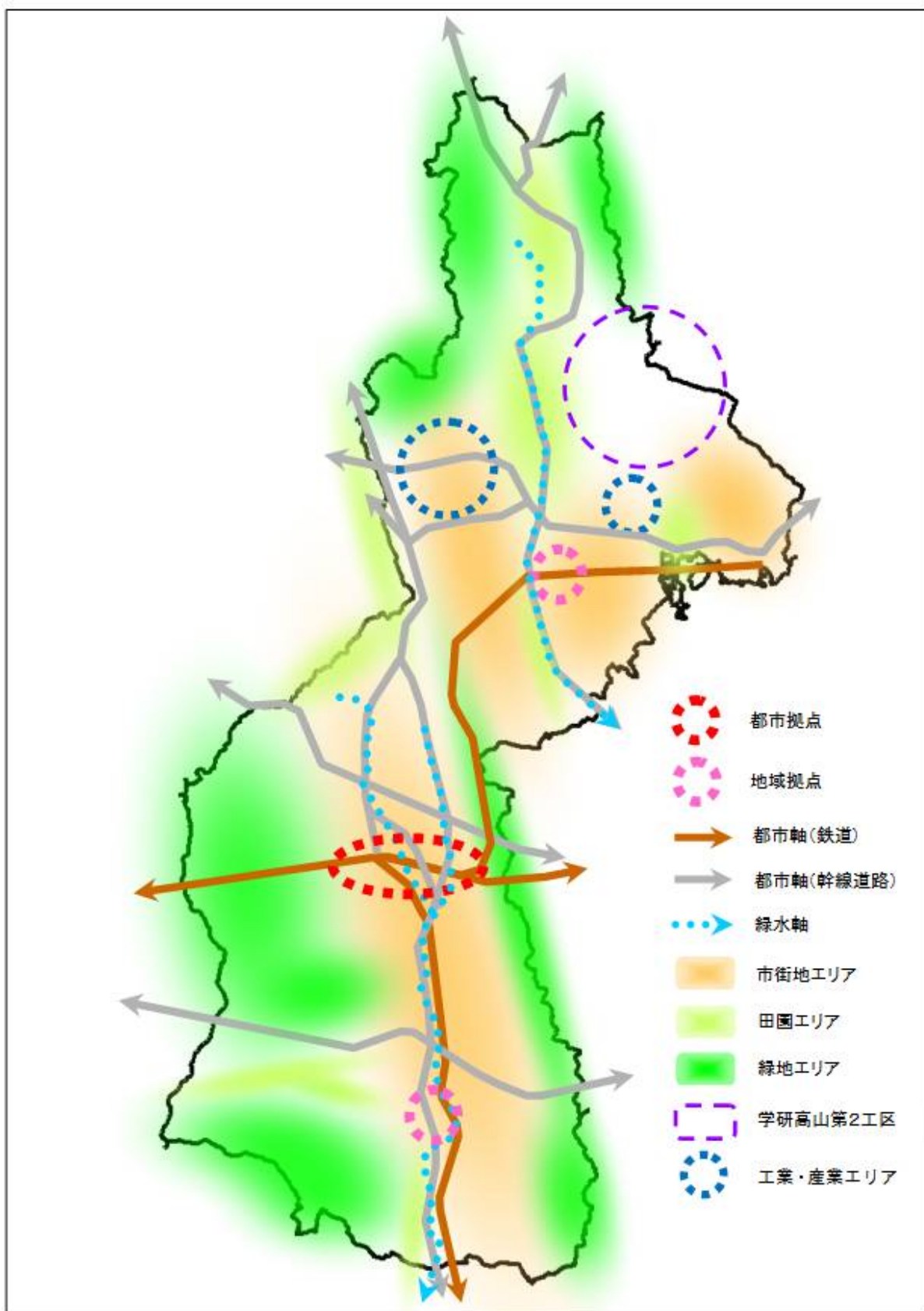
工業・産業地やその周辺区域については、産業振興と雇用の創出につながる産業機能の立地・誘導を図ります。

学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

農地や既存集落などの田園地帯については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、古民家等の既存ストックを観光振興や移住・定住促進に活用するなどゆとりとうるおいを醸し出す貴重な空間として更なる魅力創出を図ります。

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎとうるおいの空間としての活用を図ります。

都市構造イメージ図



第6章 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向けて、基本的施策、経営的施策、戦略的施策からなる施策の大綱を設定し、体系的に取組を進めます。

基本的施策

まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組を示す施策

経営的施策

将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

戦略的施策

人口減少やライフスタイルの多様化等に伴う生活・社会・都市構造の変化により生ずる将来的な課題に対応するため、基本構想に掲げる「戦略的なまちづくりの視点」から、分野横断的な展開により戦略的に推進するための施策

1 基本的施策

将来都市像を実現するために今後必要な基本的な取組を示す施策です。

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

① 高齢者の生活を支えるサービスの実施

地域の様々な社会資源を活用し、高齢者をはじめ、すべての市民が共に協働し合い、時に支え、時に支えられながら、住み慣れた地域で可能な限り自分らしくいつまでも健康やかに安心して暮せる地域共生社会の実現に向けて、「保健・福祉」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「介護予防・生活支援」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の実現を目指します。

② 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、共に支え合い、障がい者が住み慣れた地域において、自立して安心した生活ができる社会づくりを目指します。

また、障がい者が心身共に健康で豊かな生活を送ることができるような保健・医療・教育と連携した福祉サービスや、多様な働き方ができるような就労支援の充実を図ると

ともに、いつもでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備を目指します。

③ 健康づくりの推進と医療サービスの充実

健康寿命の延伸を目指して、幼いころから規則正しい健康的な生活習慣を確立し、すべての人が自分らしく生きがいを持っていつまでも健康で暮らせるよう、誰もが自然に健康づくりに結びつく環境を、学校との連携や地域における自主的な活動等によってみんなでつくることのできるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、市立病院を拠点として地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制を構築することで、身近な地域で安全で質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するとともに、緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救命救急活動を行う体制を整えます。

④ 地域防災体制の充実

大規模災害の発生に備え、道路・河川の整備、ライフラインの強化、情報伝達手段の確保等により災害に強い安全なまちづくりを推進し、広域的な連携をはじめ効率的・効果的な消防・救急体制の更なる強化により危機管理能力を高めるとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災力の充実強化を図ります。

⑤ 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、地域防犯対策や通学安全対策、消費者被害対策、交通安全対策の充実を図り、犯罪や消費者被害、交通事故などの予防、被害拡大防止を図ります。

(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

① 子育て支援の充実

子育てを楽しめる地域づくりを進めるため、未来の宝である子どもたちを家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育てるとともに、子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、保護者支援の場や地域で支えあうためのコミュニティを構築します。

また、幼稚園、保育園、こども園など就学前教育・保育のニーズに対応した環境整備に取り組みつつ、その教育内容についても、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐとともに、多様な地域との協創により就学前教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

義務教育における子どもたちの基礎的・基本的な学力・体力の向上と、21世紀を生き抜く力を身につける学びを創造するとともに、いじめを許さない学校づくりをはじめ、多様性を認める優しい心と挑戦を続けるたくましい人づくりに取り組みます。

また、子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくりを進めるとともに、学びを支える教職員や学校を支援します。

(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

① 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化

まちづくりのすべての分野において、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働・協創によるまちづくりを推進します。

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPOなどの多様な市民活動を支援します。

② 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進し、多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、多文化が共生し、多様な価値観を認め合い、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、地域とつながることができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援し、学習成果が地域社会に還元される機会を創出します。

また、市民力を活かした個性豊かな文化の創出と、文化活動への参加により市民が豊かな感性を養い、地域に愛着を持つような魅力あるまちづくりに向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図ります。

さらに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、だれもが気軽に運動やスポーツを行うことのできる環境の整備、充実を図ります。

(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

① 適切な土地利用の推進・学研都市との連携

人口減少による人口密度の低下や少子高齢化の更なる進展が見込まれる中で、住宅や医療、福祉、公共交通などを含めた都市構造全体を視野に入れ、地域の状況に応じた適切な土地利用を進めるとともに、空き家対策の推進をはじめ、住宅都市としての魅力を維持していくため、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。

なお、学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

また、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

② 交通ネットワークと生活基盤の整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況、人口減少、少子高齢化による交通需要の変化を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化や持続可能な公共交通の維持など公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上や安全性の確保を図ります。

また、水道事業においては、人口減少による水需要の減少を見据えた効率的で持続可能な経営を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設等の適切な役割分担の下に計画的に整備を進め、生活排水対策による河川の水質保全と良好な生活環境の形成を図ります。

③ 低炭素・循環型社会の構築

環境モデル都市として、温室効果ガスの大幅な削減や、省エネルギー対策の促進、新たなエネルギーの利活用を図るとともに、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるなど、市民・事業者・行政が協創して、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築を進めます。

④ 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

また、豊かな緑に彩られた住宅都市である生駒の景観を尊重した景観形成を図ります。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

① 都市ブランドの構築による都市活力の向上

少子高齢化の進展や人口減少、税収減に適應するため、市民のシビックプライド¹²を醸成し、市民の参画・推奨意欲の向上によって、まちの新たな価値を明確にするとともに、価値の明確化によって独自の都市ブランドを構築し、市内外に発信することで、将来の移住、定住につながる交流を促進し、都市活力の維持、向上を図ります。

② 商工業と観光の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、既存の市内企業の定着、活性化と新規企業の誘致を推進するとともに、市民生活の利便性や快適性の維持向上を図り、商業・サービスの事業継承やイノベーションによる定着・発展を促進します。

また、生産年齢人口が減少していく中、労働力を確保するため、市内企業でのワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めるとともに、テレワークや起業など市内での多様な働き方を広げるなど就労、就業環境を整え、女性・高齢者・若者・障がい者等の就業促進に取り組みます。

さらに、独自の歴史文化資源や自然環境を活かし、生駒のまちや市民、文化そのものに触れる機会をつくるとともに、モデルとなる拠点エリアにおける先導的な取組を推進しつつ、積極的に本市のまちの魅力を発信します。

③ 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、都市住民から新規就農者を含めた農業者まで、市民全体で遊休農地の解消と、新規就農者への支援及び農業基盤の整備を進めます。また、地産地消の推進などによって特

¹² シビックプライド: まちに対する市民の誇りや愛着のこと。

色ある農業の振興を進めるとともに、人に優しい生活環境の保全を図ります。

2 経営的施策

将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策です。

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

① 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進

多様な主体との協創による行財政改革を進め、多様化する市民ニーズや社会状況の変化に対応しつつ、行政事務の効率化や将来見通しに基づく公共施設等の総量の最適化、各種財政指標の維持・改善を図りながら、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います...

また、政策の有効性を高めるため、証拠に基づく政策づくり（EBPM¹³）を推進します。そのために、統計データの整備や取組の有効性を検証する手法の研究、各地の優良事例や専門の有識者とのネットワーク形成など、エビデンスとなる情報を収集する体制を整備します。

さらに、多様化する行政課題や市民ニーズに対応し、積極的に市民や関係団体と協働して具体的な成果に換え、価値を創造することのできる職員の育成に取り組みます。

3 戦略的施策

人口減少や少子高齢化による人口構造の変化と、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴って生じる将来的な課題（概ね20年先）を見据え、その課題解決もしくは課題による影響を緩和するために、基本構想に掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である、生活・社会・都市構造の3つの視点から分野横断的にアプローチし、今後5年間のうちに戦略的に推進するための漸進的な施策です。

戦略的施策は、戦略的に施策を展開していくための方針として次のとおり設定し、先の基本的施策や経営的施策に位置付けた施策の効果を一層高めます。

(1) 生活構造に関する方針

個人の生活構造については、「人生の歩み方」が変化し、また多様になっていくことを

¹³ EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化し

踏まえた行政サービスの展開を検討します。具体的には、大阪や京都に通勤・通学して夜は寝に帰るだけの「単なるベッドタウン」から脱却し、平日の昼間から、様々な人々が働いたり学んだり、地域の活動をしたりといった、多様な活動ができる環境を整えるとともに、ひとり暮らしから三世代同居、グループによる同居・近居まで、多様な世帯のあり方を想定した行政サービスの設計を進めます。

(2) 社会構造に関する方針

社会構造については、急激な少子高齢・人口減少社会の進行速度を少しでも和らげるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく分野横断的な施策展開を通じて、子育てしやすい環境整備による出生率の向上を図るとともに、本市の認知度と都市ブランド力を高めることで近隣都市に居住する子育て層を中心に転入数の維持を図ります。

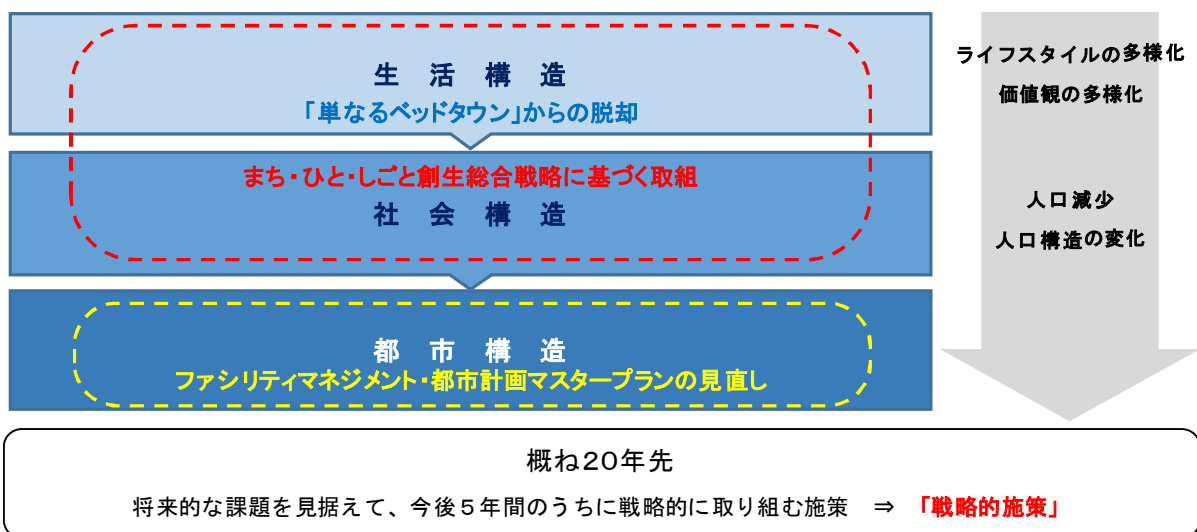
また、コミュニティを支える担い手不足が懸念される中、地縁団体からテーマ型のNPOに至るまで、多様な組織が活躍し、行政と協創できる環境を整備します。

(3) 都市構造に関する方針

都市構造については、生活構造と社会構造の変化を見据え、変化し多様化する「人生の歩み方」を踏まえ、「単なるベッドタウン」からの脱却につながるように都市計画マスタープランの見直しを進め、持続可能な都市構造に向けた取組を推進していきます。

また、生活構造と社会構造の変化の中でも、人口減少の進展を見据え、公共施設等の適正配置を進めます。具体的には、公共施設とインフラ施設に対する市民ニーズの変化を的確に把握し、施設の統廃合や複合化、転用等の検討を進めるとともに、インフラ施設については、これまで整備してきた施設を計画的に保全・更新していくことに重点をおきます。

<戦略的施策のイメージ>



たうで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする。

第7章 計画の進行管理と見直し

1 計画の推進に当たって

基本計画に掲げる目標は、本計画に位置付けた施策・事業の実施により実現していきます。施策・事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「新規・主要事業ヒアリング」「予算編成」「事業実施」「施策・事業評価」のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、推進していきます。

なお、計画の推進に当たっては、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合性を図りつつ、本計画の実効性を確保するため、新たに策定する「生駒市行政改革大綱」、「生駒市行政改革大綱行動計画」、「中期財政計画」、「生駒市定員適正化計画」と一体的な運用を図ります。

2 計画の進行管理

第6次総合計画については、基本構想の行政経営の方針に掲げた「証拠に基づく政策づくり（EBPM）」の考え方に基づき、政策の有効性についての客観的な証拠に基づいて取組内容を立案し、実施後もその効果を検証しながら改善を進めていけるようPDCAサイクルによる計画の進行管理（モニタリング）を行います。

進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である**基本的施策・経営的施策**（小分野）と**戦略的施策**を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において行政内部での検証や進捗度合について審議を行い、各施策の進捗状況を総合的に評価することとします。

なお、各施策を包括する分野別計画において、基本計画の進行管理と同様に計画の進捗状況を検証している場合にあつては、当該分野別計画の評価をもって、基本計画の各施策の評価とします。

3 計画の見直し

第6次総合計画については、基本計画の進行管理（モニタリング）する中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画の見直し（オルタレーション）ができることとします。

計画の見直しに当たっては、計画の基本的な構成の範囲内で、進行管理の過程で浮上した課題に応じて計画の記述を見直し、生駒市総合計画審議会に諮った上で、計画を見直すこととします。

各 論

○総合計画の体系

○基本的施策 No.111—No.531

○経営的施策 No.611—No.614

5年後の目標（基本計画）				
	中分野（施策の大綱）	小分野	5年後のまち	
基本計画 の目標 ○	11 高齢者の生活を支えるサービスの実施	111 高齢者保健福祉・地域福祉	地域包括ケアシステム 認知症対策 地域福祉活動	
	12 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施	121 障がい者保健福祉	障がい者理解・権利擁護 社会参加・就労支援 生活支援	
	13 健康づくりの推進と医療サービスの充実	131 健康づくり	132 医療	身体・健康 心の健康 救急医療 在宅医療・医療介護連携 医療保険制度
		14 地域防災体制の充実	141 防災	142 消防
	15 生活の安全の確保		151 生活安全	交通安全 防犯 消費者保護
	21 子育て支援の充実	211 母子保健	212 子ども・子育て支援	産前ケア 産後ケア 保育サービス 幼稚園教育 子育て支援
		22 学校教育の充実	221 学校教育	222 青少年育成
	31 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化		311 市民協働・地域コミュニティ	市民協働・協創 地域活動 市民活動
	32 人権の尊重	321 人権・多文化共生	322 男女共同参画	人権 多文化共生 共同参画の意識形成 女性活躍推進
		33 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進	331 生涯学習・スポーツ	332 歴史・文化振興
	41 適切な土地利用の推進・学研都市との連携		411 住宅環境	412 都市づくり
		42 交通ネットワークと生活基盤の整備	421 道路・公共交通	422 上下水道
	43 低炭素・循環型社会の構築		431 低炭素・循環型社会	432 生活環境
		44 緑・水環境の保全と創出	441 緑環境・公園	緑の保全 緑の創造 公園整備
	51 都市ブランドの構築による都市活力の向上	511 都市活力創造	都市ブランド形成 公民連携 企業立地 商工業 観光・交流	
	52 商工業と観光の振興	521 商工観光	観光・交流 遊休農地解消・新規就農 地産地消	
	53 農業の振興	531 農業	行政マネジメント 公共施設 E B P M 情報提供 情報利活用 情報通信技術の活用	
	61 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	611 行政経営	612 情報提供・情報利活用	財政経営 人事制度 人材育成 行政組織
		612 情報提供・情報利活用	613 財政経営	
		613 財政経営	614 職員・行政組織	